



- 議第90号 宇佐市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則（学校教育課）  
 議第91号 宇佐市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（学校教育課）  
 議第92号 宇佐市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則  
 （学校教育課）  
 議第93号 宇佐市立学校運営協議会規則の一部を改正する規則（学校教育課）  
 議第94号 宇佐市幼児教育振興プログラム推進協議会設置要綱の一部改正につ  
 いて（学校教育課）  
 議第95号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金  
 に関する要綱の一部改正について（学校教育課）  
 議第96号 専決処分について（学校教育課）  
 議第97号 指定校変更について（学校教育課）  
 議第98号 宇佐市外通学児童生徒等学校給食補助金支給要綱の制定について  
 （学校給食課）

◎報告事項

- (1) 12月の行事等の予定について（各課）

（開会 午後2時00分）

- 教 育 長 令和5年第12回宇佐市教育委員会の開会を告げる。  
 事 務 局 （令和5年第11回の会議録を読み上げる）  
 教 育 長 令和5年第11回の会議録を各委員に諮り承認される。  
 教 育 長 議第82号令和5年度教育費一般会計補正予算（第6号）（案）  
 について、各課に説明を求める。  
 （詳細は議案に記載）  
 教 育 長 何か質問はありませんか。  
 委 員 公民館の管理委託について、委託者の現状を教えてください。  
 社会教育課長 主に鍵の受け渡しをしていただいています。毎年お願いしている  
 方に来年もお願いしようと考えていますが、今後は高齢化の心配  
 もあります。  
 委 員 公民館は定期的にかけているのか、利用するときだけかけている  
 のですか。また閉館時の火災等が心配されます。  
 社会教育課長 基本的には利用するときのみ開館しています。その他、清掃時等  
 は職員が開けることもあります。  
 委 員 はい。わかりました。  
 教 育 長 他に質問はありませんか。  
 教 育 長 ないようですので、承認でいかがでしょうか。

委員	異議なし。
教育長	それでは、議第82号令和5年度教育費一般会計補正予算（第6号）（案）については承認とし、次に議第83号宇佐市立四日市幼稚園の廃園について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長	議第83号宇佐市立四日市幼稚園の廃園について、ご説明します。10Pをご覧ください。 （詳細は議案に記載）
教育長	何か質問はありませんか。
委員	異議なし。
教育長	それでは、議第83号宇佐市立四日市幼稚園の廃園については承認とします。次に議第84号宇佐市立幼稚園条例を廃止する条例、議第84号宇佐市立幼稚園条例を廃止する条例、議第85号宇佐市立幼稚園規則を廃止する規則、議第86号宇佐市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の廃止について、議第87号宇佐市立学校及び市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例、議第88号宇佐市立学校及び市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則、議第89号宇佐市立学校及び市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則、議第90号宇佐市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則、議第91号宇佐市教育委員会公印規則の一部を改正する規則、議第92号宇佐市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則、議第93号宇佐市立学校運営協議会規則の一部を改正する規則、議第94号宇佐市幼児教育振興プログラム推進協議会設置要綱の一部改正について、議第95号独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金に関する要綱の一部改正について一括して学校教育課に説明を求める。
学校教育課長	議第84号宇佐市立幼稚園条例を廃止する条例についてから、議第95号独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金に関する要綱の一部改正について、関連がありますので一括してご説明します。 （詳細は議案に記載）
教育長	何か質問はありませんか。
委員	庁内の検討委員会の内容について、お伺いします。
学校教育課長	私は出席していませんが、庁内のあり方検討委員会の中で、休園が3年続いたら廃園という基準があります。

教 育 次 長 出席しておりましたので補足ですが、保育園・公立幼稚園のあり方市内検討委員会の中で廃園の基準については、南院内保育園、長洲幼稚園の先行事例で休園が3年間続いた場合は、翌年、その後どうするかを協議するという基準を作っている流れがありました。四日市幼稚園の廃園に関しては、この検討委員会で色々な意見が出たということではなく、その基準に沿って粛々と進んだという状況でした。

委 員 員 公立の幼稚園が宇佐市から無くなることは大変寂しいですね。四日市幼稚園については致し方ないと思います。要望ですが、保育園・こども園は厚生労働省で幼稚園は文部科学省というように管轄が違うので、以前から一元化して欲しいと思っていました。管轄が分かれているからこそ厚生労働省関係、自治体関係、教育委員会関係の連携が非常に大事になってくると思います。是非とも先日の総合教育会議でも言いましたが、子育て支援に関するネットワークづくりを進めていただきたい。そうしないと家庭だけで問題を完結しようとする状況がますます増えていくのではないかと思うので、是非とも連携を強化して欲しいと思います。

委 員 員 こども園制度が制度化されて、幼稚園の存在が埋もれてしまった感じがするのですが、時代の背景かなと思います。そういった意味で、廃園については非常に残念ですが、致し方ないと思います。色々なノウハウを教育委員会には持っていますので、こども園等に色々な面でサポートして欲しいと思います。

教 育 長 主に連携という部分で、就学前と義務教育の就学後の部分の連携、厚生労働省と文科省、市では子育て支援課と学校教育課等の連携の部分で、学校教育課いかがでしょうか。

学 校 教 育 課 長 幼小の連携は、学校現場にとってはとても必要だと感じておりますので、四日市幼稚園は廃園しても幼児教育と小学校のつなぎの部分では、今後も連携を強めていかなければと考えております。

委 員 員 保育園時代から通しての支援が家庭の判断にも繋がっていくと思うので、就学直前だけではなくて、ずっと通して連携していくシステムづくりをお願いしたい。

委 員 員 前に松田先生が中心になり策定した幼児教育振興プログラムの活用が今後どうなるのか、とても気になっています。せっかくいいものがあるので、是非活用できる場を作って欲しい。配布するだけでは駄目なので、より計画的に進めて欲しいです。

学 校 教 育 課 長 幼児教育振興プログラムは、今は配布の段階ですが、活用については、今後研修会の開催等を検討していきたいと考えています。

教 育 長 先進地では、学校教育課と子育て支援課からそれぞれ担当が出て

教育支援室という部署を新たに作っている事例もあります。そういうシステムをもう10年ぐらい前から言われていますが、なかなかできていない現状があります。進めていくように話をしていきたいと思います。

教 育 長  
委 員  
教 育 長

他に質問や意見はありませんか。

異議なし。

それでは、議第84号宇佐市立幼稚園条例を廃止する条例、議第85号宇佐市立幼稚園規則を廃止する規則、議第86号宇佐市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の廃止について、議第87号宇佐市立学校及び市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例、議第88号宇佐市立学校及び市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則、議第89号宇佐市立学校及び市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則、議第90号宇佐市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則、議第91号宇佐市教育委員会公印規則の一部を改正する規則、議第92号宇佐市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則、議第93号宇佐市立学校運営協議会規則の一部を改正する規則、議第94号宇佐市幼児教育振興プログラム推進協議会設置要綱の一部改正について、議第95号独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金に関する要綱の一部改正については承認とします。次に議第96号専決処分について、学校教育課に説明を求める。

学 校 教 育 課 長

議第96号専決処分について、ご説明します。25Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長  
委 員

何か質問はありませんか。

部活動中の予想外のことでやむを得ない事ですが、今後同じようなことが起こる可能性もある。防球ネットの改善計画について、お伺いしたい。

教 育 総 務 課 長

防球ネットについては、昨年同じようなことがあり、高さ8メートルだったものを2メートルほど嵩上げする工事をし、高さ10メートルになりました。ある程度カバーできると思っていたのですが、今回事案が起こってしまいました。現防球ネットは、設置してから10年程しか経っていませんし、10メートル以上嵩上げするためには支柱から変えなければいけなくなり、かなりの金額を要するため、今回それ以外の対策としてバッテリーボックスに

近いところにネットを設置し、練習方法に気をつけていただくと  
いった対策をお願いしているところです。

教 育 長  
委 員  
教 育 長

他に質問はありませんか。

異議なし。

それでは議第96号専決処分については承認とし、次に議第97  
号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。

学 校 教 育 課 長

議第97号指定校変更について、ご説明します。27Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長  
委 員

何か質問はありませんか。

監督者不在で申請されている方は、指定校区の放課後児童クラブ  
を利用するなどの指定校に行くために考えられる他の方法も検  
討した上で申請されているのですか。

学 校 教 育 課 長

希望校先の放課後児童クラブの利用については確認していますが、  
指定校区で放課後児童クラブを利用するかについては確認し  
ていません。

教 育 長

その件については、前回協議事項でご意見をいただきましたので  
今後の変更点になります。現在のところは、今住んでいる校区の  
放課後児童クラブに行きませんかというような指導助言はでき  
ていません。

教 育 長  
委 員

他に質問はありませんか。

確認ですが、希望校の校区の放課後児童クラブの利用確認はして  
いるのですね。

学 校 教 育 課 長  
委 員

来年度から規定が変わりますというお話をしているところです。  
指定校変更で全て解決する問題でもないので、転校先の先生のサ  
ポートが必要だと思います。

教 育 長

指定校変更して状況が改善するよう、いいスタートが切れるよう  
にサポートするためにも、指定校変更の理由を該当校に伝える必  
要があると思います。今後、全てのケースについても指定校変更  
理由を学校に伝えるよう検討していただきたいと思います。

教 育 長  
委 員  
教 育 長

他に質問はありませんか。

異議なし。

それでは、議第97号指定校変更については承認とし、次に前回  
保留分議第81号指定校変更の1番について、学校教育課に説明  
を求める。

(詳細は議案に記載)

教 育 長  
委 員

何か質問はありませんか。

他の事例との公平性、整合性の点と保護者の送迎の確認をお願い

委員 したい。

教 育 長 児童の安全面を考えると送迎の点についてはしっかり確認した方がよいと思います。

委員 送迎については、保護者に確認をするということをお願いしま

教 育 長 す。他に質問はありませんか

委員 異議なし。

教 育 長 ないようですので、保留分議第81号指定校変更については承認

学校給食課長 とし、次に議第98号宇佐市外通学児童生徒等学校給食補助金支給要綱の制定について、学校教育課に説明を求める。

議第98号宇佐市外通学児童生徒等学校給食補助金支給要綱の制定について、ご説明します。31Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 宇佐市に在住し市外の学校に通う子は対象になるということです。

教 育 長 例えば隣の市から宇佐市の学校に通う子は対象です。

学校給食課長 何か質問はありませんか。

学校給食課長 豊後高田市も同じように給食費無償化をしています。豊後高田市の子どもが宇佐の学校に通っている場合は無償ですが、宇佐市に住んでいて豊後高田市の学校に通っている場合は豊後高田市の無償化の対象にならないので、今回の補助金要綱を作り広い意味で無償という形に取り組んでいるところです。

委員 豊後高田市も無償化の制度があるので豊後高田市の子どもが宇佐市の学校に通っている場合、宇佐市から豊後高田市に請求するわけではないのですね。

学校給食課長 はい。

教 育 長 今後、教育長レベルの話で宇佐市も補助金要綱を作ったのだからそちらも作っていただけませんかという話はできると思います。

委員 そういう話し合いができるまでは、補助するというのは子どものためにも大事だと思います。

教 育 長 確認ですが、今年度4月に遡って適用ですね。

学校給食課長 公平性の観点から今年度に限り4月に遡って適用したいと考えています。領収書を提出していただく形になります。

委員 対象者15名の内訳は、支援学校の子どもさんが多いのですか。

学校給食課長 補正予算の編成に当たりまして、小学校で、通学距離の考慮3名、監督不在2名、家庭環境の急変2名。中学校で、学期途中の転居1人、通学距離の考慮1名、家庭環境の急変1名の計10名と支援学校の小学部5名を合わせて合計15名分の補正予算を提案させていただきます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

教 育 長 他に質問等はありませんか。  
委 員 長 異議なし。  
教 育 長 それでは、議第98号宇佐市外通学児童生徒等学校給食補助金支給要綱の制定については承認とします。次に報告第1項12月の行事等の予定について、各課に報告を求める。  
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。  
教 育 長 ないようですので、その他ありませんか。  
教 育 長 ないようですので、次回教育委員会の日程について  
教 務 局 次回教育委員会の日程について、12月21日午後2時から34会議室で如何でしょうか。  
教 育 長 12月21日午後2時からよろしいでしょうか。  
教 育 長 各委員に諮り確認のうえ、第12回定例教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後3時35分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。